

弘前市道路環境サポーター制度実施要領

(目的)

第1条 弘前市道路環境サポーター制度（以下「サポーター制度」という。）は、市が管理する道路（以下「市道」という。）において、市長が、自発的に環境美化活動を行う住民団体や企業等（以下「団体等」という。）を、道路サポーターとして認定し、住民と行政が協働して快適な道路環境づくりを推進するとともに、ボランティア活動意識の向上を図ることを目的とする。

(サポーターの要件)

第2条 サポーターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市道のおおむね100メートル以上の対象区間で活動を行うこと。
- (2) 原則年2回以上の活動を行うこと。

(認定等)

第3条 サポーター制度に参加を希望する団体等は、道路環境サポーター認定申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は前項に規定する申込書が提出され、サポーターとして適当と認めるときは、当該団体等に対し、道路環境サポーター認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

(サポーターの活動内容)

第4条 サポーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 当該活動区間の歩道、植樹帯等において、清掃、除草、花の植栽等の活動を行う。
- (2) 当該活動区間の道路施設に異常を発見した時は市へ通報する。
- (3) 新たに植栽等の活動を行おうとするときは、市と協議しなければならない。
 - 2 サポーターが前項の規定による活動を行うときは、目的外のチラシの配布、イベントの開催等、この制度の目的と異なる活動を行ってはならない。

(活動計画書)

第5条 認定書を交付されたサポーターの代表者は、当該認定を受けた日から1ヶ月以内に当該年度の道路環境サポーター活動計画書（様式第3号。以下「活動計画書」という。）を提出しなければならない。

2 次年度以降も継続して活動するサポーターの代表者は、前年度の末日までに次年度の活動計画を記載した活動計画書を提出しなければならない。

(活動報告書)

第6条 サポーターの代表者は、毎年度、前条の活動計画書に基づいた活動内容について、当該年度の末日までに道路環境サポーター活動報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(事故報告)

第7条 サポーターの代表者は、当該活動中に事故が発生したときは、速やかに市に連絡するとともに、道路環境サポーター事故報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(市の役割等)

第8条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 道路環境サポーター活動中の事故に対する弘前市市民活動保険による支援を行うこと。
 - (2) 道路環境サポーター活動に必要な物品及び用具の支給を行うこと。
 - (3) 集積されたゴミ等の回収を行うこと。
- 2 市は、サポーターの代表者から要望があったときは、サポーター名を記した表示板を当該活動区間に設置することができる。

(物品又は用具の給付)

第9条 サポーターの代表者は、サポーター活動のために必要な物品又は用具の給付を受けようとするときは、道路環境サポーター物品又は用具給付申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(認定内容の変更等)

第10条 市長は、サポーターの代表者から道路環境サポーター認定変更・解除届出書(様式第7号)が提出されたときは、認定内容を変更し、認定書の再交付を行い、又は認定を取り消すものとする。

2 市長は、サポーターの活動が法令に抵触する場合、その他サポーターとしてふさわしくないと認める場合は、サポーターの代表者に通知し、認定を取り消すことができる。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、サポーター制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日より施行するものとする。